

渋谷区立学校等における学用品、標準服及び修学旅行費等を所得制限なく無償化する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 4 日

提出者

渋谷区議会議員 須 田 賢

同 矢 野 桂 太

同 太 田 真 也

同 治 田 学

同 佐々木 由 樹

同 堀 切 稔 仁

同 増 田 洋 紀

同 田 中 正 也

同 五十嵐 千代子

同 牛 尾 真 己

同 鈴 木 建 邦

同 久 世 恵 美

渋谷区議会議長 一 柳 直 宏 殿

渋谷区立学校等における学用品、標準服及び修学旅行費等を所得制限なく無償化する条例

（目的）

第1条 この条例は、区立の小学校及び中学校並びに特別支援学校（以下「区立学校等」という。）に在籍する区内の児童及び生徒（以下「児童生徒」という。）に対し、在籍する区立学校等における教育活動に要する補助教材等の学用品（以下「学用品等」という。）、標準服並びに修学旅行及び移動教室（以下「修学旅行等」という。）に要する経費（以下「修学旅行費等」という。）を給付又は支給（以下「無償化」という。）することにより、保護者の経済的負担を軽減するとともに、教育機会の均等及び教育の充実に資することを目的とする。

（対象者及び所得制限の不適用）

第2条 無償化の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、児童生徒とする。ただし、直前の在籍校の休暇を理由とした一時的な編入その他の事情により、区立学校等における在籍が短期間に限られることがあらかじめ明らかである児童生徒を除く。

2 前項の規定による無償化の実施にあたっては、児童生徒の保護者の所得による制限を設けないものとする。

（対象経費等の範囲）

第3条 無償化の対象となる学用品等、標準服及び修学旅行費等は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 学用品等 区立学校等が選定した補助教材その他の学用品等又は区立学校等の学校長が教育委員会に届出をし、継続して使用する補助教材その他の学用品等のうち、教育委員会が適当と認めるもの
- 2 標準服 区立学校等の学校長が指定し、児童生徒が着用する標準服（これに類するものを含む。）
- 3 修学旅行費等 区立学校等の教育課程として実施される修学旅行、移動教室その他これらに類する行事への参加に直接要する経費

（実施方法）

第4条 無償化は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

- 1 学用品等及び標準服の給付 区長が学校長等に対し必要な費用を交付し、若しくは支給する方法、学校長等が児童生徒に学用品等若しくは標準服を給付することにより行う方法又はその他区長が適当と認める方法
- 2 修学旅行費等の支給 区長が修学旅行費等の全額を負担し、旅行事業者等への直接支払う方法、学校長への費用の交付若しくは保護者への支給等により行う方法又はその他区長が適当と認める方法

（支給等の額の上限）

第5条 前条の規定により区長が交付、支給又は負担する費用の額は、実費を原則とし、その詳細及び上限額は規則で定める。

（委任）

第6条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に実施される教育活動、着用される標準服及び実施される修学

旅行等について適用する。

（説明）

渋谷区立学校等に在籍する全ての児童生徒に対し、保護者の所得制限を設けることなく、学用品、標準服及び修学旅行費等の無償化を実施することにより、保護者の経済的負担を軽減し、教育機会の均等及び教育の充実を図る必要があるため、本案を提出する。